

## 特別講演会のご案内

下記の要領で標記講演会を行います。ふるってご参加下さい。

テーマ：泉南アスベスト国家賠償請求訴訟

日時：10月16日（火）18：00～19：30

場所：以文館 B1 講義室

講師：弁護士 遠地靖志 氏

趣旨：

アスベストは耐火生、保温性に優れ、加工しやすく、しかも安価であったことから、戦前は軍需に、戦後は、造船業、自動車産業、建材など幅広く利用されてきました。保温材、断熱材として原子力発電所でも使用されています。一方で、石綿肺、肺がん、中皮腫などの重篤な疾患を引き起こします。

本講演で取り上げるのは、大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟です。

泉南地域は、戦前から石綿紡織業が地場産業として発展してきました。多くの工場主、労働者が石綿製品の製造に関わり、石綿肺、肺がん、中皮腫などの病におかされ、亡くなっています。その被害は近隣住民にも及んでいます。国は、こうした被害実態を実地調査、研究により戦前から知っていました。しかし、経済発展を優先して、被害防止対策を後回しにしました。

2006年5月、アスベスト対策を怠った国の不作為責任を問う訴訟を大阪地裁に提訴。2009年5月、国の責任を認める判決が下されましたが（一陣大阪地裁判決）、2010年8月、国の責任を否定する逆転敗訴判決となりました（一陣大阪高裁判決、現在最高裁に係属中）。しかし、今年3月、再び国の責任を認める判決が下されています（二陣大阪地裁判決）。

本講演では、アスベスト被害の実態や裁判での争点、地裁と高裁で判断が分かれた理由、弁護団の活動などについて話す予定です。また、今年5月には建設現場のアスベスト被害について国と建材メーカーの責任を問う首都圏建設アスベスト神奈川訴訟の判決が（原告敗訴）、8月にはクボタ尼崎工場の近隣住民のアスベスト被害について、国とクボタの責任を問う尼崎アスベスト訴訟の判決がありました（クボタの責任を認める。国の責任は否定）。9月には首都圏建設アスベスト東京訴訟の判決があります。また、最近では、阪神大震災で復旧作業に携わり中皮腫を発症した例や（震災アスベスト）、手術用のゴム手袋に含まれていたアスベストにより中皮腫を発症した例が報告されています。時間に余裕があれば、こうしたアスベスト被害のひろがりについても触れる予定です。

多くの学生の皆さんの参加を期待します。また修了生の皆さんの出席も歓迎します。